



テッセン(クレマチス)2種:A.

## ■令和4年度労働保険年度更新実務の注意点

### ◆令和4年度は年度途中で雇用保険料率が改定

令和4年3月30日に成立した改正雇用保険法により、令和4年度の労働者負担分の雇用保険料率は、年度前半（4月～9月）は3/1,000、年度後半（10月～令和5年3月）は5/1,000とされています（失業等給付に係る雇用保険料率（労使折半））。その為、概算保険料の計算が2段階での実施となり、例年とは一部手順が異なります。

### ◆改正にあわせて様式の記載欄にも変更あり

まず、令和3年度の確定保険料を算定するための「確定保険料算定基礎賃金集計表」に設けられた概算保険料（雇用保険分）算定内訳の記載欄に、雇用保険率の適用期間ごとに賃金総額の見込額を記入する必要があります。また、申告書の概算・増加概算保険料算定内訳の「⑬保険料率欄」には、年度途中で雇用保険率が変更されることを受け、印字がされていないため注意が必要です。年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければならないため、遅れると追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課されることもあります。不安や疑問点がある場合には、ご相談ください。

## ■厚生労働省が就活セクハラ防止へ

厚生労働省は、令和4年3月29日、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント防止対策を強化すると公表しました。就職活動中の学生をハラスメントから守り、より安心して就職活動に取り組める環境を整備する為、令和4年3月以降、以下の取組を実施しています。

### ◆大学生に対する出前講座の実施（新規）

セクハラ被害防止を目的とした大学生向けの出前講座を実施します。出前講座では、就活中にハラスメントにあわない為、また、あったときにどうすればよいか、法令、対応のポイントや相談先等について解説します。

### ◆就活ハラスメントの被害にあった学生へのヒアリングの実施（新規）

学生等の抱える悩みや行政への希望の「生の声」を聴く為、非公表でヒアリングを実施し、今後の行政における相談対応、企業指導に活かしていくことにしています。

### ◆就活セクハラを起こした企業に対する指導の徹底（強化）

男女雇用機会均等法に基づく指針では、企業が講じることが「望ましい取組」として、就活中の学生等に対するセクハラ対策が位置づけられています。未だに企業では悪質な就活セクハラが発生しており、社会的注目も高まっていることから、「就活セクハラ」を起こした企業に対しては、就活セクハラについて行ってはならない旨の方針の明確化等を行政指導により徹底します。

### ◆大学生等に対する就活ハラスメント関係の周知啓発（継続実施）

文部科学省と連携し SNS 等での周知を継続します。

【厚生労働省「就職活動中の学生等に対するハラスメント防止対策を強化します！」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24824.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24824.html)

## TOPICS

### ■新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者取扱変更

#### ◆コロナ対策の政府方針を変更

厚生労働省は、「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（3月16日事務連絡（3月22日一部改正））を発出し、また、首相官邸は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を3月17日に改訂しました。それに伴い、事業所等で感染者が発生した場合の濃厚接触者の取扱いが変更になりました。

#### ◆職場での濃厚接触者の特定が不要に

厚労省の事務連絡では、「オミクロン株については、感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てにこれまでと同様の一律の対応を行うことは、保健所機能そして社会経済活動への影響が非常に大きい」としています。そのため、同一世帯内以外の事業所等（高齢者や基礎疾患を有する人等、重症化リスクの高い者が多く入所・入院する高齢者・障害者施設や医療機関、保育所（地域型保育事業所および認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校および放課後児童クラブを除く）で感染者が発生した場合に、保健所等による積極的疫学調査や濃厚接触者の特定・行動制限は求めないことになりました。

#### ◆待機期間短縮へ

同一世帯内で感染者が発生した場合は、同居する家族は濃厚接触者となり保健所等の指導による行動制限を行う必要があります。濃厚接触者の待機期間は、同居者が発症した日を0日として原則7日間（8日目に解除）ですが、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除が可能となりました（この場合の待機解除の判断について、保健所による個別の確認は不要）。

【厚生労働省「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000916891.pdf>

【首相官邸「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年3月17日変更）」】

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_040317.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040317.pdf)

編集後記：庭先のテッセン（クレマチス）が今年も開花しました。どんなことがあっても毎年律儀に美しく咲いてくれる花々には学ぶ点が多々あると実感した連休でした。(a)

## Harmony通信 2022.05

#発行：2022年5月10日

#編集・構成：合同会社Melody



合同会社Harmony  
Harmony社会保険労務士法人  
Harmony司法書士行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38  
クラッセ上杉ビル 4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)